

ふるさと小野町会  
ふれあい通信

ふるさとを思う

横田 新作

(南田原井出身・埼玉県支部)



振り返って見れば、田舎を離れて40年近くの年月が過ぎ去ってしまいました。高校を卒業して、布団一組を荷物に上京し、上野駅に降り立った時は不安・期待・夢が交錯した何とも言い難い気持ちだったのを覚えています。

上京して年月を重ねていく中で、室生犀星の「ふるさと」は遠きにありて思うもの」という詩に秘められた深いふるさとへの想いがかかるようになってきました。辛いことや悲しいことがあると、いつもふるさとを思い出し、乗り越えながら、いつしか私の心の中にふるさとという存在が「生きのちのちかり」になっていました。

おかしな話ですが、いつもふるさとを思い出すきっかけは雨と雷でした。雨が降ったり、雷が鳴ったりすると不思議に心が和み温かい気持ち

になれます。最初はなんでこんな気持ちになるのか分かりませんでした。が、歳月を重ねるうちに理解できるようになりました。

私の家は農家でしたので、当時は葉たばこ米作で生計を立てていました。夏は葉たばこの最盛期で一家総出の農作業で私には辛いものでした。葉たばこ干しが始まれば、いつも空とにらめっこの毎日。空が曇ってきたり雷が鳴ったりすれば急いで乾燥小屋に取り込まなければなりません。乾燥した葉たばこを雨に濡らせば色落ちし売れなくなってしまいます。

現在は葉たばこを生産している農家は少なくなりましたが、理解するのは難しいでしょうが、長期で大変な労働力が必要とするものでしたので嫌で嫌で仕方がありませんでした。ただ、雷が鳴り雨が降ると農作業が中止になり、縁側でサツマイモやトウモロコシを蒸かして食べたり、大好きな読書もできませんでした。私にとっては至福のひとつでしたので、そんな思いが雨と雷に象徴され深く心に刻み込まれていたのでしょうね。それにしても歳を重ねるうちに背中に背負う荷物は重くなるばかりですが、「ふるさと」は私の背負った荷物の重さを軽くしてくれ、いつも「生きるちから」を与えてくれる素晴らしい存在です。本当に「ふるさと」は遠きにありて思うもの「ですね。

これからも「ふるさと」を大事に思い、「ありがとう」という感謝の気持ちを忘れず頑張って生きていきたいと思えます。

国民年金「一」

配偶者の退職(失業)により  
第三号被保険者の資格を失ったとき

サラリーマン(厚生年金・共済組合の加入者)の被扶養配偶者は、「第三号被保険者」として、国民年金に加入しています。しかし、配偶者が退職(失業)すると、夫婦ともに市町村役場で国民年金の「第一号被保険者」になるための手続を行い、1人につき月額1万4,660円の保険料を納めることとなります。

※第一号被保険者は、原則、20歳以上60歳未満の方に限られます。

前納制度をお勧めします

国民年金には、1年分または六カ月分など、定められた月数分について保険料を前納すると割引になる制度があります。

退職(失業)された方について、夫婦2人分の国民年金の保険料を納めるのは大変ですが、ある程度の蓄えがある方には、将来の老齢基礎年金の年金額の減額を防ぐために、前納制度を利用することをお勧めします。

前納の割引率は、最大で年2.1%(口座振替で平成21年度の1年分の保険料を前納した場合の実績)となっています。

※平成22年度の1年分の保険料の前納額は、平成22年2月の下旬までに公表される予定です。

退職(失業)時の特例免除制度

保険料を納めることが経済的に困難な場合、市町村役場に申請して認められれば保険料の納付を免除される制度があります。特に、免除申請する年度またはその前年度に退職(失業)した場合は、退職した方の所得の状況を除外して審査が行われる「特例免除制度」があります。

※詳しくは、広報おのまち4月号の20ページに掲載しています。

◆問い合わせ

郡山社会保険事務所  
024-932-3434  
町民生活課  
72-6933

